

南相馬市規則第〇号

南相馬市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（素案）

南相馬市消防団の組織等に関する規則（平成18年南相馬市規則第131号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前	
(組織)	(組織)	
第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。	第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3区団とし、区団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。	
<u>2 本団は、消防団の統括を補佐する事務を所掌させるため、次の部を置く。</u>		
(1) <u>庶務部</u>		
(2) <u>訓練部</u>		
(3) <u>ラッパ部</u>		
(4) <u>ドローン部</u>		
(5) <u>予防広報部</u>		
【略】	【略】	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	
区団の構成及び区域	区団の構成及び区域	
区 団 名	分団名	区域
小 高 団	第1分	小高区の全域
区 団		
区 団 名	分団名	区域
小 高 団	第1分	第2分団及び第3分団に属しない区域
区 団	第2分	飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域
	第3分	福岡、女場、村上、泉沢、角部内、

【略】

別表第2 (第16条関係)

給貸与品

品目	員数	使用期間	給貸与の区分	給貸与該当者

【略】

盛夏略衣	上下 1組	5年	貸与	副分団長以上 の消防団員

【略】

【略】

ネクタイ	1本	5年	支給	副分団長以上 の消防団員

【略】

青灰色ベルト	1本	8年	貸与	副分団長以上 の消防団員

【略】

ヘルメット	1個	5年	貸与	全消防団員

団	下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域

【略】

別表第2 (第16条関係)

給貸与品

品目	員数	使用期間	給貸与の区分	給貸与該当者

【略】

盛夏略衣	上下 1組	5年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
盛夏略衣 (礼式用)	上下 1組	8年	貸与	ラッパ部団員

【略】

盛夏略帽	1個	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)

【略】

ネクタイ	1本	5年	支給	全消防団員 (機能別団員を除く。)

【略】

青灰色ベルト	1本	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)

【略】

タレ付ヘルメット	1個	8年	貸与	全消防団員
現場防火衣	1着	8年	貸与	部長以下の消防団員 (機能別団員を除く。)
名入り防火衣	1着	8年	貸与	副分団長以上の消防団員

【略】				【略】				
防寒着	1着	5年	貸与	全消防団員（機 能別団員を除 く。）				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

